



29 逗 個 情 運 発 第 2 号
2017 年（平成 29 年）2 月 3 日

逗子市長 平 井 竜 一 様

逗子市個人情報保護運営審議会
会 長 立 川 丈 夫



農地情報公開システム整備事業のオンライン結合による個人情報の
目的外利用・提供及び本人通知の省略について（答申）

2017 年（平成 29 年）1 月 12 日付け、諮問第 1 号「農地情報公開システム整備事業のオンライン結合による個人情報の目的外利用・提供及び本人通知の省略について」に係る逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 4 号及び同条第 2 項ただし書、第 11 条第 2 項の規定に基づくオンライン結合による個人情報の目的外利用（住民基本台帳上の宛名番号及び世帯番号については、戸籍住民課で保有する情報を経済観光課が目的外利用する）・提供及び本人通知の省略につきましては、審議の結果、諮問の内容を適当と認め答申します。

なお、今後提供等にかかる諮問に当たっては、提供等すべき情報の範囲について、具体的な根拠を精査し、審議開始後に追加することのないよう留意することを要望します。

また、本件に関しては、農業委員会等に関する法律第 51 条第 1 項により、農業委員会は、農業委員会ネットワーク業務の実施に必要な限度で、農業委員会ネットワーク機構が農地に関する情報の提供を求めたときは、同機構に対し、当該情報の提供を行わなければならないこととされていることから、逗子市個人情報保護条例第 10 条第 1 項第 1 号に該当するとも考えられますが、提供の対象となる具体的な情報が法自体に明記されておらず、かつ、同機構は提供された情報を広く利用できること（同法第 51 条第 2 項、第 52 条第 2 項）から、同項第 4 号の諮問案件に相当すると判断して諮問されたことを尊重して答申するものです。

以上